

需給最適化に向けたエネルギーマネジメント推進事業実施要綱

(制定) 令和 7 年 2 月 14 日付 6 産労産事第 636 号

(事業の目的)

第 1 条 現在、国際情勢の混迷によるエネルギー需給構造上の課題や、DX や GX の進展に伴う電力需要の増加見通し等を背景に、国においても電力需給最適化に向けた法規制や制度の整備が進む中、2030 年カーボンハーフや再生可能エネルギーの導入拡大等を見据えた電力需給最適化の推進や、調整力確保が急務となっている。

この事業は、エネルギー消費の見える化や、デマンドレスポンス等の最適化などのエネルギーマネジメントの取組、アグリゲーションビジネスの取組について、東京都内又は東京電力管内における電力需給の最適化の推進を目指すものとして、事業者の状況に応じたきめ細かで効果的な支援を行うことを目的として実施する。

(本要綱の目的・概要)

第 2 条 東京都（以下「都」という。）は、前条の事業目的を踏まえ、東京電力管内の事業所におけるエネルギーマネジメント及びアグリゲーションビジネスの推進を目的とした、「需給最適化に向けたエネルギーマネジメント推進事業（以下「本事業」という。）」の実施に関する基本的な事項を定めるため、本要綱を制定する。

本要綱に基づき都が締結する出えん契約の相手方は、東京電力管内におけるエネルギーマネジメント又はアグリゲーションビジネス、新たな電力料金体系の構築等の、需給最適化に資する取組を行う事業者に対して、設備の導入等に係る経費の一部を助成する。また、これらの取組によって東京電力管内における電力需給の最適化を進めることを目的として、事業者の取組を促すための普及啓発を行う。

(用語)

第 3 条 この要綱における用語の定義は、次のとおりとする。

- 一 東京電力管内 東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、栃木県、群馬県、茨城県、山梨県、静岡県（富士川以東のみ。）をいう。
- 二 エネルギー 化石燃料及び非化石燃料並びに熱及び電気をいう。
- 三 エネルギー貯留設備 蓄熱槽や蓄電池等のエネルギーを貯留するための設備
- 四 再エネ発電設備 太陽光、風力、水力、地熱又はバイオマス熱を電気に変換する設備及びその附属設備（再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）第 9 条第 4 項により認定された発電事業に用いるもののうち、FIT（固定価格買取制度）認定を受けている設備を除く。）
- 五 需要家側エネルギーリソース（以下「DSR」という。） 需要家の受電点以下に接続されているエネルギーリソース（発電設備、エネルギー貯留設備及び需要設

備)

- 六 デマンドレスポンス（以下「DR」という。） 季節又は時間帯によるエネルギー需給の状況変動に応じて DSR を制御することで、需給ひっ迫時にはエネルギーの需要量を減らすことや、再エネ発電設備を最大限活用するなど需要量を増やすこと、需給最適化のための料金体系構築などをいう。
- 七 エネルギーマネジメント計画 事業所におけるエネルギーの需要の最適化を目的に策定する計画（以下「EM 計画」という。）
- 八 エネルギーマネジメントシステム DR の実施を目的に導入するシステム（受信機器及び制御機器等の通信機器を含む。）をいう（以下「EMS」という。）。
- 九 見える化 EMS により事業所で消費されるエネルギー使用量を可視化すること。
- 十 最適制御 EMS により事業所に導入されている設備を遠隔操縦や自動制御等することでエネルギーの需要の最適化を図ること。
- 十一 分散型エネルギーリソース（以下「DER」という。） 需要家側エネルギーリソース及び系統に直接接続される発電設備並びに蓄電設備
- 十二 バーチャルパワープラント（以下「VPP」という。） DER の保有者又は第三者が、DER を制御(DSR からの逆潮も含む。)することで発電所と同等の機能を提供すること。
- 十三 エネルギー・リソース・アグリゲーション・ビジネス（以下「ERAB」という。） ERAB に関するガイドライン（令和 2 年 6 月改定 資源エネルギー庁）（以下「ERAB ガイドライン」という。）に基づき、VPP や DR を用いて一般送配電事業者、小売電気事業者及び需要家といった取引先に対し、調整力、供給力、インバランス回避、電力料金削減、出力制御回避等の各種サービスを提供する事業
- 十四 東京都事業者用登録アグリゲーター（以下「都登録 AG（事業者）」という。） 電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 2 条第 1 項第 15 の 4 号に規定する特定卸供給事業者及び、特定卸供給事業者と契約を締結して、需要家に対して ERAB を提供する事業者で、別に定める登録を受けた者
- 十五 需要家 特定の施設に対して電気等の供給を受け、当該施設で消費する事業を行う者
- 十六 事業所 需要家が東京電力管内で所有又は使用する、主に事業の用に供する、建物（受電点単位とする。）
- 十七 中小企業者 第 5 条第 1 項第一号(1)及び(2)に規定する者のうち、中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項の要件を満たす者
- 十八 リース契約 契約の名称にかかわらず、本助成金の交付対象となる設備（以下「助成対象設備」という。）の所有者が、当該設備の使用人と異なる場合であっても、使用者に対し、当事者間で合意した期間にわたり当該設備を使用収益する権

利を与え、使用者は、当事者間で合意した当該設備の使用料を所有者に支払う契約であって、次の(1)及び(2)に掲げる要件に該当するものをいう。

- (1) 使用者が、当該契約に基づき使用する物件からもたらされる経済的利益を実質的に享受することができるものであること。
- (2) 使用者が本助成金の利益を受けられるよう、使用料金からの助成金相当分の減額等がされていること。

十九 リース事業者 リース契約に基づき、助成対象設備を所有する者

二十 ESCO 事業者 省エネルギー診断を受ける者との間で、当該省エネルギー診断に基づき、助成対象設備の導入により一定以上の省エネルギー効果の達成を保証する契約（以下「パフォーマンス契約」という。）を締結する事業者

二十一 リース等使用者 リース契約又はパフォーマンス契約に基づき、助成対象設備を使用する者

（助成対象事業）

第4条 助成金の交付対象となる事業（以下「助成対象事業」という。）は、助成対象設備を別に定める期間中に設置する次の各号の事業であって、当該各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

一 「エネルギーマネジメントの推進」を目的に EMS を事業所に設置する事業

- (1) 事業所において実施する本事業の実施体制を含む EM 計画を策定すること。なお、この EM 計画には本事業により実施する DR の実施体制を含むこと。
- (2) (1)で策定した EM 計画に基づく取組を3年間実施し、さらなる需給最適化に向けた取組検討を行うとともに、その内容を報告すること。
- (3) 事業所の利用者等に DR に関する教育等の普及啓発の取組を3年間実施し、報告すること。
- (4) (1)で策定した EM 計画に基づき、DR に資する範囲において、エネルギー貯留設備を導入又は改修すること。ただし、エネルギー貯留設備の導入又は改修が不要である場合はこの限りではない。
- (5) 事業所で消費されるエネルギー使用量を見える化をするための EMS を導入すること。

二 「高度なエネルギーマネジメントの促進」を目的に EMS を事業所に設置する事業

- (1) 事業所において実施する本事業の実施体制を含む EM 計画を策定すること。なお、この EM 計画には本事業により実施する DR などエネルギー需給の最適化の取組に関する実施体制を含むこととし、その実施に努めるものであること。
- (2) (1)で策定した EM 計画に基づく DR などエネルギー需給の最適化の取組を3年間実施し、さらなる需給最適化に向けた取組検討を行うとともに、その取組成

果を報告すること。

- (3) 前号(3)に掲げる要件を満たすこと。
- (4) (1)で策定した EM 計画に基づき、DR に資する範囲において、エネルギー貯留設備を導入又は改修すること。ただし、エネルギー貯留設備の導入又は改修が不要である場合はこの限りではない。
- (5) 事業所で消費されるエネルギー使用量の見える化をするための EMS を導入すること。ただし、既に見える化の取組を実施している場合は除く。
- (6) 事業所に導入されている設備を最適制御するための EMS を導入すること。

三 「ERAB」を目的にシステムや DER を事業所等に設置する事業

- (1) 以下のいずれかを満たす事業であること。
 - ア 2つ以上の事業所等で構築される VPP であること。
 - イ 市場供出することを目的とした ERAB であること
 - (2) VPP を構築する事業所等のうち、少なくとも1箇所以上で、本事業を利用してエネルギー貯留設備又は再エネ発電設備を導入すること。
 - (3) 本事業により設備を導入する事業所等を所有又は使用する需要家は、都登録 AG（事業者）と ERAB 契約を締結している又は締結予定であること。
 - (4) VPP の取組を3年以上実施し、報告すること。
 - (5) 普及啓発の取組を3年間実施し、報告すること。
 - (6) 事業所等において実施する本事業の実施体制や調整力等を含む VPP の取組に係る計画（以下「ERAB 計画」という。）を策定すること。なお、この ERAB 計画には本事業により実施する DR などエネルギー需給の最適化の取組に関する実施体制を含むこととし、その実施に努めるものであること。
- 2 前項に係る事業の実施に当たっては、当該事業に関連する関係法令その他国及び地方公共団体等が定める指針等を遵守すること。

（助成対象事業者）

第5条 助成対象事業者は、次に掲げる要件を全て満たす者のうち、助成対象事業を実施する需要家、都登録 AG（事業者）又は小売電気事業者であつて、かつ、東京都内に登記簿上の本店又は支店を有するものとする。

一 次にいずれかに該当する者であること。

- (1) 民間企業。ただし、国、地方公共団体、並びに国及び地方公共団体の出資又は費用負担の比率が50%を超える法人は除く。
- (2) 個人事業主
- (3) 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人又は地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人

- (4) 国立大学法人、公立大学法人及び学校法人
 - (5) 一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人及び公益財団法人
 - (6) 医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 39 条に規定する医療法人
 - (7) 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 22 条に規定する社会福祉法人
 - (8) 特別法の規定に基づき設立された法人又は協同組合等
 - (9) 法律により直接設立された法人
 - (10) (1)から(9)までに準ずる者として公益財団法人東京都環境公社（以下「公社」という。）が適当と認める者
- 二 過去に税金の滞納がない者、刑事上の処分を受けていない者、東京都から助成金等停止措置又は指名停止措置が講じられていない者、その他の公的資金の交付先として社会通念上適切であると認められる者であること。
- 2 需要家のうち、次のいずれかに該当するものは都登録 AG（事業者）との間で ERAB 契約を締結又は締結予定であること。
- 一 都外事業所において前条第 1 項第一号又は第二号に定める助成対象事業を実施
 - 二 事業所等において前条第 1 項第三号に定める助成対象事業を実施
- 3 前項に掲げる者は、以下のいずれかの要件を満たすものとする。
- 一 都登録 AG（事業者）と需要家が ERAB 契約を締結していること。
 - 二 前号の ERAB 契約を締結予定であり、かつ、本申請の共同申請者であること。
- 4 リース事業者又は ESCO 事業者（以下「リース事業者等」とする。）が助成金の交付を受けようとする場合は、次に掲げる要件を全て満たすときに限り、助成金の交付対象とする。
- 一 リース事業者等が第 1 項に掲げる要件を全て満たすこと。
 - 二 リース事業者等は助成対象設備に係るリース契約及びパフォーマンス契約をリース等使用者と締結又は締結予定であること。
 - 三 前号のリース等使用者が、第 1 項から第 3 項までに掲げる要件を全て満たす者であること。
 - 四 リース事業者等及びリース等使用者が共同で交付申請を行うこと。
- 5 前 4 項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、助成対象事業者としない。
- 一 暴力団（東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号。以下「暴排条例」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）
 - 二 暴力団員等（暴排条例第 2 条第 3 号に規定する暴力団員及び同条第 4 号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）
 - 三 法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員に暴力団員等に該当する者がある者

(助成対象設備)

第6条 助成対象設備は、次の各号のいずれかであって、当該各号及び別表に掲げる要件を全て満たすもののうち、公社が別に定める要件を満たすものとする。

一 第4条第1項第一号に規定する助成対象事業を実施するために直接必要なシステム（ハードウェア及びソフトウェア（クラウドサービス含む。））及びエネルギー貯留設備

- (1) 現時点のエネルギー使用量を即時反映できるものであること。
- (2) デマンド単位（30分単位）を可視化できること。
- (3) 図表等を用いて可視化すること。
- (4) 機器は未使用品であること。

二 第4条第1項第二号に規定する助成対象事業を実施するために直接必要なシステム（ハードウェア及びソフトウェア（クラウドサービス含む。））及びエネルギー貯留設備

- (1) 前号に掲げる要件を満たすこと。なお、既設のシステムの性能については、前号(2)及び(4)の要件を満たすことを要さない。
- (2) DRに資するものであること。

三 第4条第1項第三号に規定する助成対象事業を実施するために直接必要なシステム（ハードウェア及びソフトウェア（クラウドサービス含む。））、エネルギー貯留設備、再エネ発電設備及び通信機器

- (1) 助成対象設備の種別ごとに別表に掲げる要件を満たすこと。
- (2) 再エネ発電設備のみを導入する場合は、導入後の再エネ発電設備発電容量に1時間に乗じた値以上の定格容量を有する蓄電池又はこれと同等以上のエネルギー貯留設備を導入していること。
- (3) エネルギー貯留設備と再エネ発電設備を同時に導入する場合は、導入する再エネ発電設備発電容量に1時間に乗じた値以上の定格容量を有する蓄電池又はこれと同等以上のエネルギー貯留設備を導入すること。

（助成対象経費）

第7条 助成金の交付対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、第4条に定める助成対象事業に要する経費のうち、次項に定めるものを除き、次のとおりとする。

- 一 設計費（助成対象事業の実施に必要な設備の設計等に要する費用をいう。）
- 二 設備費（助成対象事業の実施に必要な設備の購入、製造、据付等に要する費用をいう。ただし、土地の取得及び貸借に要する費用を除く。）
- 三 工事費（助成対象事業の実施に不可欠な配管、配電等の工事に要する費用をいう。）
- 四 システム構築費（助成対象事業の実施に必要なシステムの設計、開発及び初期

設定に要する経費)

五 改修費（システム又は、第4条第1項第一号及び第二号に係るエネルギー貯留設備の改修に要する費用をいう。）

- 2 助成対象事業者が第4条第1項第三号に掲げる助成対象事業を行う場合は、前項第四号の経費は含まない。ただし、助成対象事業者が都登録AG（事業者）である場合を除く。

（助成金額）

第8条 第4条第1項に規定する助成対象事業における助成金の交付額（以下「助成金額」という。）は、次の各号に掲げる額とする。なお、助成対象経費に国、地方公共団体、これらに準ずる団体等からの助成金若しくは交付金を充当する場合又は助成対象事業に関し寄附金その他の収入額がある場合には、あらかじめこれらを控除した額を助成対象経費とする。

一 第4条第1項第一号に規定する助成対象事業を実施する場合は、上限を1,000万円とし、次のとおりとする。

(1) 次に掲げる事業者が都内の事業所で助成対象事業を実施する場合は、助成対象経費の3分の2とする。

ア 中小企業者又は第5条第1項(3)から(9)までに規定する者

イ 第5条第1項第一号(10)に規定する者であつて、公社が本区分に該当すると認める者

ウ 第4条第1項第三号に規定する助成対象事業を実施する者

(2) (1)以外の場合は助成対象経費の2分の1とする。

二 第4条第1項第二号に規定する助成対象事業を実施する場合は前号のとおりとする。ただし、上限は5,000万円とする。

三 第4条第1項第三号に規定する助成対象事業を実施する場合は、次のとおりとし、上限は次号に定めるとおりとする。

(1) 第一号(1)ア又はイに掲げる事業者又は市場供出を目的としたERABを実施する者が都内の事業所で助成対象事業を実施する場合は助成対象経費の3分の2とし、上限は次号に掲げるものとする。

(2) (1)以外の場合は助成対象経費の2分の1とする

四 前号に掲げる助成金額の上限は、次のとおりとする。

(1) 第7条第1項第四号に掲げるシステムに係る経費は、上限を1,250万円とする。

(2) エネルギー貯留設備に係る経費は、上限を1億5,000万円とする。ただし、蓄電池については、前号(1)の場合にあつては当該定格容量に1kWh当たり13万円を乗じた額、前号(2)の場合にあつては当該定格容量に1kWh当たり10万円を

乗じた額のいずれか少ない額とする。

(3) 再エネ発電設備に係る経費は、上限を 7,500 万円とする。ただし、太陽光発電設備については、前号(1)の場合にあっては当該発電出力に 1kWh 当たり 20 万円を乗じた額、前号(2)の場合にあっては当該発電出力に 1kWh 当たり 15 万円を乗じた額のいずれか少ない額とする。

(4) 通信機器に係る経費は、上限を 50 万円とする。

(本事業の実施体制)

第 9 条 都は、次の各号のとおり本事業を実施する。

- 一 都は、公社に対し、助成金の原資として出えんを行うものとする。
- 二 公社は、前号の規定による出えん金を基に基金を造成し、都と公社とで別途締結する出えん契約に基づき、基金を適正に管理するものとする。
- 三 都は、第一号の規定による出えん金のほか、公社に対し、次の事項を条件として、公社が造成する基金への出えん及び本事業を実施するために必要な業務に係る経費の補助を行う。
 - (1) 第二号の基金を原資として、第 4 条から前条までに規定する助成金の交付を行うこと。
 - (2) 助成金の交付対象となる事業者に対する指導及び助言を行うこと。

(本事業の実施期間)

第 10 条 本事業の実施期間は次の各号のとおりとする。

- 一 助成金の交付申請の募集期間は、令和 7 年度から令和 9 年度までとする。
- 二 助成金の交付期間は、令和 7 年度から令和 11 年度までとする。

(その他)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、本事業の円滑かつ適正な運営を行うための必要な事項は、別に定める。

附 則（令和 7 年 2 月 14 日付 6 産労産事第 636 号）

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第6条第1項関係）

	種別	要件
再エネ発電設備	太陽光発電	次の全ての要件を満たすものとする。 ① 発電出力が5kW以上であること。 ② 太陽光発電システムを構成するモジュールが、一般財団法人電気安全環境研究所（JET）が定める JETPVm 認証のうち、モジュール認証を受けたものであること若しくは同等以上であること又は国際電気標準会議（IEC）の IEC61215-1 制度に加盟する認証機関による太陽電池モジュール認証を受けたものであること（認証の有効期限内の製品に限る。）。
	風力発電	発電出力が1kW以上（単機出力1kW以上）であること。
	水力発電	発電出力が1kW以上1,000kW以下（単機出力1kW以上）であること。
	地熱発電	特になし
	バイオマス※発電	次の全ての要件を満たすものとする。ただし、離島及びへき地に設置する場合は、②の要件を除く。 ① バイオマス依存率が60%以上であること。 ② 発電出力が10kW以上であること。
エネルギー貯留設備	蓄電池	次の全ての要件を満たすものとする（リユース品により構成され、製品として販売されている蓄電池も含む。）。 ① 電力系統からの電気より再生可能エネルギー発電設備からの電気を優先的に蓄電すること。 ② 定置用であること。 ③ 類焼に関する安全設計について、耐類焼性を有していることの証明書等（JIS C 8715-2、IEC62619 等の類焼試験に適合していることの第三者機関による証明書（モジュール以上））の提出が可能なものであること。 なお、定格容量が20kWh未満の蓄電池は、次に登録又は認証されていることが確認できる書類の提出をもって代えることができる。 ・一般社団法人環境共創イニシアチブ(SII)で事前に登録されているもの ・S-JET 認証が取得されているもの
	蓄熱槽	次のすべての要件を満たすこと。 ① 調整可能な任意の時間帯において蓄熱を図れる構造・能力を持つもの。（蓄熱材の種類は問わない） ② 定置用であること。
	その他のエネルギー貯留設備	事業の目的を果たすために必要なエネルギー貯留設備として別に定める要件を満たすものであること。

※ 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則（平成 13 年東京都規則第 34 号）第3条の2に規定するものとする。